

## 浜松市立幼稚園の給食における副食費の徴収の免除に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立幼稚園条例（平成17年浜松市条例第270号）第2条に規定する幼稚園のうち、別表1に掲げる幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）の給食において園児の保護者から徴収する副食費を免除することについて必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 園児 市立幼稚園に在籍する園児をいう。
- (2) 保護者 園児の保護者をいう。
- (3) 給食 園児の昼食として浜松市立学校給食センター条例（平成17年浜松市条例第180号）第2条に規定する学校給食センターのうち別表2に掲げる学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）から園児の昼食として配食される飲食物又は浜松市立小学校及び中学校条例（昭和39年浜松市条例第37号）別表に規定する浜松市立小学校のうち別表2に掲げる浜松市立小学校（以下「市立小学校」という。）から園児の昼食として配食される飲食物をいう。
- (4) 給食費 給食に係る食材料費をいう。
- (5) 副食費 市立幼稚園が給食として提供する米飯、パン、麺以外の飲食物に係る食材料費をいう。

### (副食費の免除)

第3条 市長は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。）第13条第4項第3号イ及びロに規定する教育・保育給付認定子ども（以下「免除対象園児」という。）の副食費を免除する。

### (副食費の額の算定)

第4条 当該年度に免除する副食費の額は、1食当たりの副食費に給食提供日数を乗じた額とし、1円未満の端数があるときは端数を切り上げた額とする。

### (副食費の月額)

第5条 免除する副食費の月額は、1食当たりの副食費の額並びに年間の給食提供日数に基づき、市立幼稚園が作成した副食費免除計画の副食費の額とする。

- 2 市立幼稚園は、前項に規定する副食費免除計画（第1号様式）を作成し、当該年度の給食実施開始月の10日までに市長に提出するものとする。

### (免除した副食費の支払い)

第6条 市長は、別表2に掲げる市立幼稚園に給食を配食する学校給食センター又は市立小学校に前条第1項に規定する副食費の額を支払うものとする。ただし、園児に月途中

の退園や入園、食物アレルギー、傷病による長期欠席等があり、給食の提供に計画的に反映することが可能なときは、支払い額を減額できるものとする。

(1) 市立幼稚園は、学校給食センター又は市立小学校からの給食費の請求に基づき、副食費免除明細書（第2号様式）を作成し、給食実施月の翌月10日までに市長に提出するものとする。ただし、3月分の副食費免除明細書（第2号様式）は3月10日までに提出するものとする。

(2) 市長は、市立幼稚園が提出した副食費免除明細書（第2号様式）に基づき、免除した副食費を学校給食センター又は市立小学校に給食実施月の翌月末までに支払うものとする。ただし、3月に免除した副食費は3月末日までに支払うものとする。

（副食費の免除等の遡及適用）

第7条 市長は、副食費の免除の決定に変更があるときは、当該決定日の属する年度内に限り副食費の免除及び追加徴収に関し遡及して適用する。

2 市立幼稚園は、給食実施月に免除対象園児ではなかった園児が給食実施月の月末以降に当該月に遡及して免除対象園児となったときは、当該園児の保護者が別表2に掲げる市立幼稚園に給食を配食する学校給食センター又は市立小学校に既に支払った当該月の副食費の額について副食費遡及免除明細書（第3号様式）を作成し、速やかに市長に提出するものとする。

3 市長は、前項により市立幼稚園が提出した副食費遡及免除明細書（第3号様式）に基づき、前項に該当する免除対象園児の保護者に対し、免除となるべき副食費相当額を支払うものとする。

4 市立幼稚園は、給食実施月に免除対象園児であった園児が給食実施月の月末以降に当該月に遡及して免除対象園児でなくなったときは、当該園児の保護者が免除された当該月の副食費の額について副食費追加徴収明細書（第4号様式）を作成し、速やかに市長に提出するものとする。

5 市長は、前項により市立幼稚園が提出した副食費追加徴収明細書（第4号様式）に基づき、前項に該当する園児の保護者に対し、免除した副食費相当額を追加徴収する。

（細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第1条関係）

名称
浜松市立舞阪幼稚園
浜松市立雄踏幼稚園
浜松市立二俣幼稚園
浜松市立光明幼稚園
浜松市立竜川幼稚園
浜松市立熊幼稚園
浜松市立上阿多古幼稚園
浜松市立下阿多古幼稚園
浜松市立犬居幼稚園
浜松市立気田幼稚園
浜松市立浦川幼稚園
浜松市立西気賀幼稚園
浜松市立佐久間幼稚園
浜松市立伊目幼稚園
浜松市立中川幼稚園
浜松市立中央幼稚園
浜松市立高台幼稚園
浜松市立引佐幼稚園
浜松市立金指幼稚園
浜松市立奥山幼稚園
浜松市立伊平幼稚園
浜松市立引佐北部みさと幼稚園
浜松市立尾奈幼稚園
浜松市立大崎幼稚園
浜松市立平山幼稚園

別表2（第6条関係）

名称	免除した副食費の支払い先
浜松市立舞阪幼稚園	浜松市立雄踏学校給食センター
浜松市立雄踏幼稚園	浜松市立雄踏学校給食センター
浜松市立二俣幼稚園	浜松市立天竜学校給食センター
浜松市立光明幼稚園	浜松市立天竜学校給食センター
浜松市立竜川幼稚園	浜松市立天竜学校給食センター
浜松市立熊幼稚園	浜松市立天竜学校給食センター
浜松市立上阿多古幼稚園	浜松市立天竜学校給食センター
浜松市立下阿多古幼稚園	浜松市立天竜学校給食センター
浜松市立犬居幼稚園	浜松市立春野学校給食センター
浜松市立気田幼稚園	浜松市立春野学校給食センター
浜松市立浦川幼稚園	浜松市立引佐学校給食センター
浜松市立西気賀幼稚園	浜松市立西気賀小学校
浜松市立佐久間幼稚園	浜松市立天竜学校給食センター
浜松市立伊目幼稚園	浜松市立伊目小学校
浜松市立中川幼稚園	浜松市立中川小学校
浜松市立中央幼稚園	浜松市立気賀小学校
浜松市立高台幼稚園	浜松市立気賀小学校
浜松市立引佐幼稚園	浜松市立引佐学校給食センター
浜松市立金指幼稚園	浜松市立引佐学校給食センター
浜松市立奥山幼稚園	浜松市立引佐学校給食センター
浜松市立伊平幼稚園	浜松市立引佐学校給食センター
浜松市立引佐北部みさと幼稚園	浜松市立引佐学校給食センター
浜松市立尾奈幼稚園	浜松市立尾奈小学校
浜松市立大崎幼稚園	浜松市立三ヶ日東小学校
浜松市立平山幼稚園	浜松市立平山小学校

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

園名 浜松市立  
園長名

幼稚園  
印

年度 副食費免除計画

年間給食日数	日
1食あたり副食費	円
年間副食費（a）	円

月別副食費一覧（単位：円）

月	免除額（b）
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	
合計額	

年間副食費（a）と免除額（b）の合計額は同額であること。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

園名 浜松市立 幼稚園  
園長名 印

副食費免除明細書

浜松市立 幼稚園における 年 月分の免除の対象となる副食費は以下のとおりです。

記

1 免除となる副食費の額 \_\_\_\_\_ 円

2 副食費納付先 ( ) 浜松市立 学校給食センター  
( ) 浜松市立 小学校  
該当する副食費納付先の ( ) 内に○印をつけてください。

3 納付期日 年 月 日

4 免除となる副食費内訳

	月額（円）×人数	金額（円）
副食費免除計画の月額の園児	× 人	
副食費減額の園児	× 人	
	× 人	
	× 人	
	× 人	
計	人	



